

## システム監査（基本データの直接修正に関するルールの不備等）

対象受検機関：IT推進課

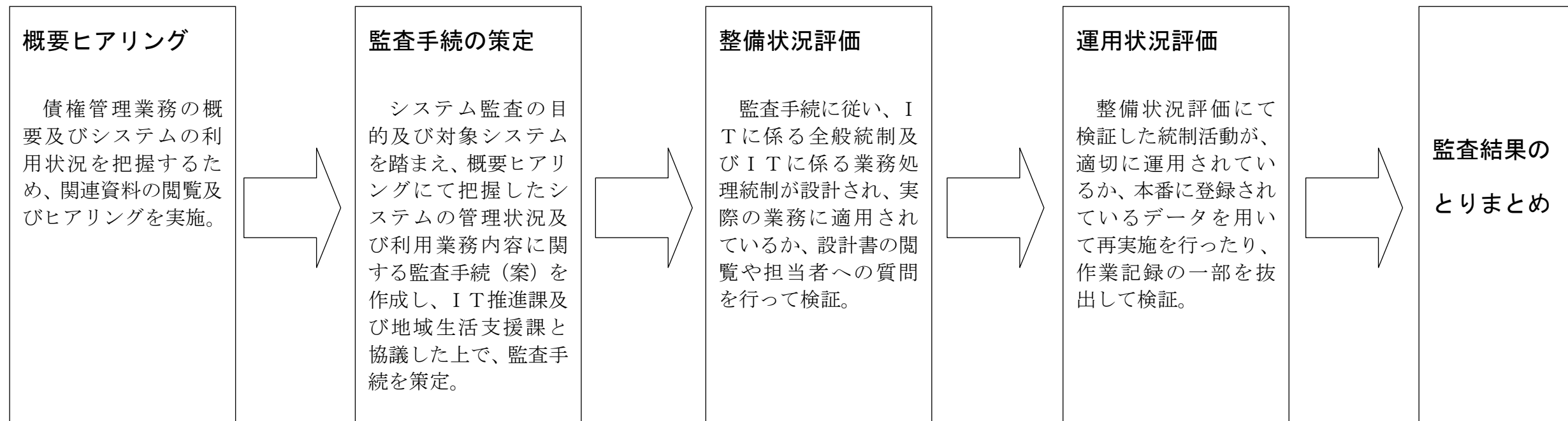
### 1 システム監査とは

監査対象の情報システムを総合的に点検及び評価し、組織体の長に助言及び勧告するとともにフォローアップする一連の活動をいう。

### 2 監査対象システム

(1) 名称	債権管理システム
(2) 機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者扶養共済制度及び高齢者住宅整備資金貸付金制度に関する業務システムであり、債権情報の基となる調定情報、収納情報、滞納情報を管理する。</li> <li>承認された業務データの全てを正確に処理、記録されることを確保するために、財務会計システムへ自動的にデータを連携している。</li> </ul>
(3) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府財政構造改革プラン（案）の一環で、平成23年度から同25年度を強化期間とし債権管理の強化に取り組むこととなっていることから、当該システムの重要性は増している。</li> <li>平成25年度上半期に実施した「高齢者住宅整備資金貸付金の債権管理」に係る監査において、債権管理システムと財務会計システムの残高差異（50万円）が検出されたことから、当該システムの正確性の検証を行う。</li> </ul>
(4) 監査の目的と着眼点	<p>以下の着眼点で、債権管理システムから財務会計システムへ提供される数値データの信頼性について検証することを目的とした。</p> <p>ア ITに係る全般統制 システムの開発・保守、運用管理、内外からのアクセス管理に対する安全性の確保などのルールが整備され、そのルールは守られているか。</p> <p>イ ITに係る業務処理統制 財務会計数値の信頼性を確保するために、入力データが当該システムの機能により適切に処理され、出力データに正しく反映されているか。</p>

### 3 実施手順



#### 4 監査結果

今回実施した債権管理システムのITに係る全般統制評価及びITに係る業務処理統制評価を通じ閲覧したデータ、証憑及びヒアリングした内容において、統制の不備につながる事項は検出されなかった。

なお、その他の検出事項は次のとおりである。

現状と問題点	懸念されるリスク	監査結果
<p>金融機関の統廃合に伴い金融機関データの修正が必要になった事例において、債権管理システムを利用している事業課ではこのような基本データの修正ができないため、システムの保守管理を担当しているIT推進課に修正依頼を行った。</p> <p>この依頼を受けてIT推進課の担当者が債権管理システムの通常のプログラムを介さずに直接コンピュータの基本データの修正（以下「直接修正」という。）を行っていた。このデータ修正には次の問題がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>基本データの直接修正を行う場合の基準や決裁手順のルールが整備されていない。</li> <li>基本データの直接修正は、事業課からの依頼を受けたIT推進課の担当者が組織としての承認を得ずに行っており、どのようなコンピュータ操作・処理を行ったかの記録も残されていない。</li> <li>基本データの直接修正を行う場合は、当該データの重要性を考慮して安全対策の要否を検討し、必要な場合にはテストデータを利用して修正の安全性を確認する等の安全対策を講じるべきであるところ、安全対策の要否の検討結果及び安全対策を講じたかの記録は残されていない。</li> </ol>	<p>コンピュータの基本データの直接修正は、複雑な作業を伴う場合もあり、その操作を誤ればシステム全体の情報の毀損につながりかねず、またシステムの修復が困難となれば事業進行に多大な影響を及ぼす危険性の高いものである。</p>	<p>債権管理システムに限らず、凡そコンピュータの基本データの直接修正については、情報資産全般の完全性の確保等、情報セキュリティ対策を徹底するために、事務処理ルール・手順を整備されたい。</p> <p>ルール・手順としては、依頼申請及び依頼承認、実施可否の検討・決定基準、実施結果の記録、終了報告、結果検証、結果承認等が求められる。</p> <p>今後、基本データの直接修正を行わなければならない場合には、データの修復が可能となるように修正操作の詳細な記録を作成されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>（参考） 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成22年11月版・平成22年11月9日付けで総務省が一部改定）</p> <p>1.4. 情報セキュリティポリシーの必要性と構成 地方公共団体においては、情報セキュリティ対策を徹底するには、対策を組織的に統一して推進することが必要であり、そのためには組織として意思統一し、明文化された文書として、情報セキュリティポリシーを定めなければならない。</p> <p>3.6. 技術的セキュリティ 3.6.1. コンピュータ及びネットワークの管理 (4) システム管理記録及び作業の確認 ① 情報システム管理者は、所管する情報システムの運用において実施した作業について、作業記録を作成しなければならない。</p> <p>大阪府の情報セキュリティに関する基準 第2部 情報セキュリティ対策基準 第33条（記録の保存等） (1) 設定又は変更等の作業を行ったときは、その処理について記録を作成し、及び適切に管理を行うこと。</p> </div>

#### 措置の内容

- ・債権管理システムについては、基本データの直接修正を行う際には、システム所管課から依頼文書の提出を求めるなどの事務処理手順及び作業計画書（兼報告書）の様式を整備した。（平成27年8月）
- ・債権管理システム以外についても、基本データの直接修正を行う際には、債権管理システムに準じて事務処理を行うとともに、作業計画書（兼報告書）を作成することとした。